

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
タジキスタン	第二次ハートロン州ハヤドニ地区給水改善計画の贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	第二次ハートロン州ハヤドニ地区給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	779,000千円 H27.3.31まで	H23.6.2 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 中山喜弘在タジキ スタン大使館大使 タジキスタン側 ハムラー ハシ・ザリフイ外務大臣 (同日)	H23.6.15 204号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 タシ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	105,000千円 H28.12.31まで	H23.6.20 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 中山喜弘在タジキ スタン大使館大使 タジキスタン側 ハムラー ハシ・ザリフイ外務大臣 (同日)	H23.6.29 227号
タジキスタン	第二次クルガルガベンチュベードウスタシ間道路改修計画の贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	第二次クルガルガベンチュベードウスタシ間道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,889,000千円 H27.7.31まで	H23.12.12 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今藤啓介在タジキ スタン大使館大使 タジキスタン側 ハムラー ハシ・ザリフイ外務大臣 (同日)	H23.12.27 411号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。